

12月は市町村税徴収強化月間です

全県下一斉の取り組み

納税の公平と税収の確保を図るため、12月を「市町村税徴収強化月間」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

税収確保に向けた取り組み

期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差し押さえ・公売など）をしなければなりません。滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。各種事情により納期限内での納付が困難な方は、できるだけ早く税務課窓口まで納税相談にお越し下さい。

納税相談

町税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査

滞納者の給与を差し押さえるため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差し押さえ処分

不動産・預貯金、給与のほか、自動車などの差し押さえを行います。差し押さえ後も納付されない場合、差し押さえ財産の公売・取り立てを行います。

問い合わせ

税務課管理収税係
0287-92-1120



税務署への申請書の送付にあたって

申告書を荷物扱いで送付することはできません。郵便または信書便でお早めに！

税務上の申告書や申請書・届出書は「信書」に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）または「信書便物」として送付する必要があります。（郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません）

また、郵便または信書便で税務署に送付された場合、その郵便物または信書便物の通信日付印により表示された日を提出日とみなすこととなりますが、それ以外の場合には税務署に到達した日が提出日となります。必ず郵便または信書便を利用され、お早めに提出されるようご留意願います。詳しくは、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html)をご覧ください。

氏家税務署（〒329-1393 さくら市氏家 2431-1）

☎028-682-3311

国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください

HP（ホームページ）から簡単申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

最高5,000円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました。なお、税額控除は平成19年分または平成20年分のいずれか1回です。

添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて記載内容を入力して送信できるようになりました。なお、確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります。

還付金がスピーディーに

e-Taxで申告された還付申告は3週間程度に短縮し、早期処理しています。

氏家税務署 ☎028-682-3311

町民税の住宅借入金特別控除（住宅ローン控除）

税源移譲に伴い平成19年分以降の所得税額が減少することにより、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）に控除しきれない額が生じた場合は、一定の事項を記載した申告書を提出することにより、平成20年度以降の町民税からこの控除しきれない額が控除できることとされました。

対象者 税源移譲前に住宅借入金等特別控除の適用を受けていた、平成11年から平成18年までの入居者

手続き 対象者は、平成20年3月17日までにその年の1月1日現在の住所地（町民税課税地）の市町村へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

年末調整のみでこの申告をされる方は、源泉徴収票を添付し、町へ提出してください。

また、確定申告書を提出される方は、確定申告の提出先（税務署または町）に提出してください。

なお、この申告は毎年必要です。

問い合わせ 税務課住民税係

☎0287-92-1120

北沢の不法投棄の 解決に向けて(26)

今回も、町民の皆さまからの質問についてお答えします。

「北沢の不法投棄物は、投棄されてから既に20年近くも経っているのに周辺に影響が出ていないのだから、あのままで大丈夫なのではないか？」という質問があります。

現在、北沢の不法投棄現場周辺では、汚染状況を監視するためのモニタリング調査を実施し、その結果を随時広報等でお知らせしているところですが、今のところ周辺への汚染拡大の兆候は認められていません。

しかし、過去に実施した調査の結果では、ダイオキシン類や鉛等の有害物質が環境基準(人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準)を超えて検出されています。

現在の北沢の不法投棄現場は、表面は土で覆われ草が生えており、どこに廃棄物があるのか分からないような状態

です。そのため、不法投棄現場の内部は、空気に触れにくいうえ、廃棄物の中の有機物が分解するときに酸素を奪ってしまふことから、酸素の少ない状態であり、鉛などの有害物質が溶け出しにくい状態です。しかし今後、ほとんどの有機物が分解されてしまうと、無機物が酸素と化学反応しやすくなり、鉛などの有害物質が溶け出す恐れも出てきます。

また、大雨や地震等の気象の急激な変化といった外的要因によっても、現在の均衡状態がいつ崩れるか分からず、それがきっかけとなり、汚染の拡大が起きる可能性も否定できません。

それに対し、管理型最終処分場では、廃棄物の安定化(※1)を促進するとともに、廃棄物に触れた水も適正に処理することになります。北沢の

不法投棄物は、捨てられたときの状態で残っているもので、適正に処理する必要があるとす。

※1 安定化とは、埋め立てた廃棄物中の有機物が分解され、浸出水が排出基準以下の数値になり、ガスや臭気が発生しなくなり、周辺の環境へ影響を及ぼさなくなる状態のことです。



最終処分場を視察しませんか？

町と県では、町民の皆さまに実際の処分場を見ていただき、処分場がどんなものかを理解していただくため、次により最終処分場の視察を実施します。

視察先 埼玉県環境整備センター(埼玉県寄居町) エコフロンティアかさま(茨城県笠間市) その他、要望の施設

対象者 那珂川町に住所を有する団体・グループ・個人

申し込み 環境整備対策室
☎0287-92-1110

実施期日 申し込み団体等と調整のうえ決定します。

相談窓口の開設

馬頭最終処分場についての相談窓口は、毎月第1水曜日に開設しています。町民の皆さまの疑問にお答えし、ご意見やご要望をお伺いしています。相談日以外でも県または町にご相談ください。

相談日時 1月9日(水曜日)
午後1時～午後6時

場 所 役場本庁2階 第3会議室

問い合わせ 県 馬頭処分場整備室
☎028-623-3227
町 環境整備対策室
☎0287-92-1110

